

様式例 13 指定管理者制度活用事業 総括評価シート

指定管理者制度活用事業 総括評価シート

評価年月日: 令和4年8月17日

評価者: 健康福祉局指定管理者選定評価委員会

1. 業務概要

施設名	川崎市特別養護老人ホーム陽だまりの園
指定期間	平成28年4月1日 ~ 令和6年3月31日
業務の概要	・常時介護を必要とし、家族等の生活環境により、自宅で生活することが困難な寝たきりや認知症の方に対して介護を行う施設(対象:原則要介護3以上、要介護1・2は特例入居あり)
指定管理者	名称: 社会福祉法人照陽会 代表者: 理事長 高橋 照比古 住所: 多摩区栗谷2-16-6 電話: 044-955-9181
所管課	健康福祉局長寿社会部高齢者事業推進課(内線: 32422)

2. 「評価の視点」に基づく事業期間全体の評価

	評価項目	事業実施状況等
1	市民や利用者に十分な量及び質のサービスを提供できたか。	他職種の連携、ご家族、各サービス事業所、医療との連携に力を入れ、入居者のニーズを把握しながら、残存機能を活用したケア、心身機能の維持、向上を目指したサービス提供に積極的に取り組んでいる。 サービス向上に向け、利用者のニーズに合わせた柔軟な対応ができるよう、各セッション会議・委員会会議・部会会議を元に、運営会議で最終検討された内容について職員全体会で周知徹底している。
2	当初の事業目的を達成することができたか。	事業計画等に基づく事業目的を達成し、適正に施設運営を行っている。 収支計画・実績においては、経費削減の取り組みをし、結果が表れている。
3	特に安全・安心の面で問題はなかったか。	安心・安全への取組として、緊急対応マニュアルに基づいた迅速な連絡体制を整備。 入居者の尊厳を守り、身体拘束をしないケアの実践に努めている。 法人職員倫理規程の遵守徹底に向けて、職員全体会や朝礼申し送り時に働きかけを行うことにより意識の統一を徹底している。
4	更なるサービス向上のために、どういった課題や改善策があるか。	職員のスキルアップ・更なるサービス向上のために情報共有や研修を徹底している。入居者のニーズを的確に把握、実践しながらサービス向上に取り組む姿勢が見られる。 また、居宅介護支援については、管理者として必要とされる主任介護支援専門員の配置が見込めず実施していないが、業務を再開すべく、職員の補充に努めている。 なお、通所介護については、令和3年度から実施が困難な状況であるが、地域のニーズ等を踏まえ、通所介護のスペースを地域ニーズに即した形として、地域交流の場として活用することで、地域課題の把握や、施設の運営状況を共有しながら、地域に根差した施設として、また、地域との共生に向けた取り組みとして、積極的な姿勢が見られる。

3. これまでの事業に対する検証

	検証項目	検証結果
1	所管課による適切なマネジメントは行われたか。	四半期毎に施設において実施のセルフモニタリング結果を受け、その都度評価を行い、適正な施設運営水準の維持、継続に努めている。 また、四半期毎にかかわらず、施設運営状況等について、指定管理者と密に連絡を取り合い、施設運営に支障をきたすことがないよう、その都度、指定管理者と協議を行いながら、迅速な対応に努めている。
2	制度活用による効果はあったか。	(サービスの向上等) ・特別養護老人ホームは、市内に57施設整備(令和4年4月1日現在)しており、施設の運営形態については、民設民営が55施設、公設民営(指定管理施設)が2施設となっている。 ・民設民営の施設と同様に、指定管理施設についても指定管理料は計上せず、介護保険制度における介護報酬及び入居者等負担により施設運営がなされている。 ・平成27年4月の制度改正により、入居対象が原則要介護3以上に限定(但し、要介護1・2については特例で入居可能)されたことから、自宅での生活が困難な中重度の要介護高齢者を支える施設としての機能に重点化を図ってきている。
3	当該事業について、業務範囲・実施方法、経費等で見直すべき点はないか	研修等の実施により職員のスキルアップにつながり、定着、加算の取得、サービスの質の向上へとつながっている。 特別養護老人ホームについては、介護保険制度による介護報酬及び入居者負担により施設運営がなされている。また、施設及び設備において経年劣化が顕著に現れており、修繕等の対応方法の検討が必要であったため、令和3年度に市負担金を活用し、法人発注によ

		<p>る施設修繕や備品購入・設置を実施した。</p> <p>なお、現在実施していない通所介護については、地域ニーズ等を見極めながら、サービスの再開等への対応が適切になされるよう、また、居宅介護支援については、人材確保に向けた取り組みを注視していくこととする。</p>
4	指定管理者制度以外の制度を活用する余地はないか	<p>市内に複数ある指定管理者制度による特別養護老人ホームの運営形態については、「川崎市高齢者・障害児者福祉施設再編整備計画」に基づき、指定管理者制度による運営を令和2年度末までとし、令和3年度から民間による運営に移行していくこととしていた。</p> <p>当該施設についても、令和3年度からの譲渡民設化を目指し募集を行ってきたが、令和2年2月から5月までの公募に応じる法人がなかった。</p> <p>その後、現指定管理者と民設化に係る諸条件について、理解が得られるよう説明を継続してきたが、譲渡民設化に向けた了承が得られなかった。</p> <p>さらに、指定期間の変更(延長)についても現指定管理者に調整を投げ掛けたが、了承が得られなかったことから、条例廃止議案を令和3年度第1回市議会定例会に提出し、当該施設の入居者は他の施設へ利用調整することとした。</p> <p>しかし、令和3年2月12日に現指定管理者から、指定期間の変更(3年間延長)で施設の運営を希望すると申し入れがあったことから、議案を変更し、指定期間の延長を行った。</p> <p>なお、令和6年度以降についても、当初予定していた方向性と同様に、譲渡による民設化を図るため、令和4年度中の移管先運営法人の公募実施に向けて調整を続ける。</p>

4. 今後の事業運営方針について

<p>特別養護老人ホームについては、介護保険制度による介護報酬及び利用者負担により施設運営がなされており、また、平成27年4月の介護保険制度の改正により、要介護3以上の中重度の方の「住まい」としての機能が求められている。</p> <p>当該施設については、川崎市高齢者・障害児者福祉施設再編整備計画の検証結果に基づき、令和6年度からの譲渡による民設化を図ることとして、引き続き調整を進める。</p>
